毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-271）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　次　　ページ

規　則

○北海道財務規則及び物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則（出納局総務課）　五九

告　示

○産業廃棄物処理施設の変更に係る許可申請書の内容の概要等（廃棄物対策課）　六〇
○一般競争入札の資格に関する公示（保健予防課）　六一
○一般競争入札の実施（保健予防課）　六二
○特定調達契約に係る落札者等の公示（食品衛生課）　六三
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項（変更）の届出（二件）（地域産業課）　六三
○土地改良区の役員の住所変更の届出（土地改良指導課）　六六
○土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出（土地改良指導課）　六六
○土地改良事業の計画変更の同意（土地改良指導課）　六六
○知事権限に係る保安林の指定（治山課）　六六
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定（二件）（治山課）　六七
○知事権限に係る保安林の指定の解除（治山課）　六七
○公共測量の実施の通知（建設部総務課）　六七
○道路の区域の変更（二件）（道路整備課）　六七
○公有水面の埋立ての免許の出願（砂防災害課）　六八
○公有水面の埋立ての免許（砂防災害課）　六八
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（砂防災害課）　六九

公　表

○地方臨時種畜検査の実施（酪農畜産課）　七〇

公　告

○駐車場管理業者の事業概要調査の実施（総務部総務課）　七一

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了（二件）　七二

道教育委員会教育長公告

○文部科学大臣から委任を受けた事業（札幌地域）に係る一般競争入札の実施　七二
○文部科学大臣から委任を受けた事業（室蘭・壮瞥地域その一）に係る一般競争入札の実施　七四
○文部科学大臣から委任を受けた事業（室蘭・壮瞥地域その二）に係る一般競争入札の実施　七六
○文部科学大臣から委任を受けた事業（室蘭・壮瞥地域その三）に係る一般競争入札の実施　七八

公布された規則のあらまし

◇北海道財務規則及び物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則（規則第四号）

一　趣旨

入札に参加しようとする者の利便性の向上及び負担の軽減に資するよう、競争入札における入札の方法として電子入札を導入するため、この規則を制定することとした。

二　内容

1　北海道財務規則関係

㈠　電子入札をしようとする者は、入札書の提出に代えて電子計算機に必要な情報を入力し、入札を行うこととした（第百五十三条の二関係）。

㈡　電子入札で所定の日時までに到達しなかったもの等を無効となる入札に加えることとした（第百五十四条関係）。

㈢　随意契約における見積書の徴取を電子入札の例により行うことができることとした（第百六十五条の二関係）。

2　物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則関係

一九九四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける契約を指名競争入札で行う場合の公示事項の中に、電子入札の可否を加えることとした（第五条関係）。

三　施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規　則

北海道財務規則及び物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年一月十五日

北海道知事　堀　達　也

北海道規則第四号

北海道財務規則及び物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

（北海道財務規則の一部改正）

第一条　北海道財務規則（昭和四十五年北海道規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第百四十五条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　電子入札（電子情報処理組織（契約担当者等の使用に係る電子計算機と入札をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用して行う入札をいう。以下同じ。）の可否

第百五十三条の次に次の一条を加える。

第百五十三条の二　電子入札を認める一般競争入札において電子入札をしようとする者（以下「電子入札参加者」という。）は、前条第一項の規定による入札書の提出に代えて、その使用に係る電子計算機に入札金額その他所定の情報を入力し、契約担当者等の指定した日時までに、当該契約担当者等の使用に係る電子計算機に到達させなければならない。

2　前項の規定により入力する場合には、電子入札参加者は、知事が指定する認証方法を用いて入力しなければならない。

3　第一項の入札金額その他所定の情報は、契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに当該電子計算機に到達したものとみなす。

4　前各項に規定するもののほか、電子入札の方法については、知事が別に定める。

第百五十四条第一号中「入札要件」の下に「（電子入札の場合にあつては、契約担当者等の使用に係る電子計算機に到達した入札金額その他所定の情報）」を加え、同条第三号中「がない入札」の下に「（電子入札の場合にあつては、知事が指定する認証方法を用いないでした入札）」を加え、同条中第十二号を第十四号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九　電子入札で所定の日時までに到達しなかつたもの

十　電子入札で契約担当者等の使用に係る電子計算機に到達した入札金額その他所定の情報が書き換えられたもの

第百六十五条の次に次の一条を加える。

第百六十五条の二　前条の規定による見積書の徴取は、同条の規定にかかわらず、第百五十三条の二の規定による電子入札の例により行うことができる。

第百六十六条中「前条」を「第百六十五条」に改める。

（物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正）

第二条　物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年北海道規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第百四十五条第一項第七号及び第八号」を「第百四十五条第一項第七号から第九号まで」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

北海道告示第41号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の２の４第１項の規定により、産業廃棄物処理施設変更許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成14年１月15日

北海道知事　堀　達　也

１　申請の概要

(1)　申請年月日

平成13年12月25日

(2)　申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）

標津郡中標津町東32条北１丁目２番地

道北解体有限会社　代表取締役　中村　政信

(3)　産業廃棄物処理施設の設置の場所

標津郡中標津町字中標津217番３

(4)　産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第７条第14号ロ（安定型最終処分場）

(5)　産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず

２　法第15条第２項及び第３項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1)　縦覧の場所及び時間

ア　北海道根室支庁地域政策部環境生活課　午前９時から午後５時15分まで

イ　中標津町町民生活部生活課　午前８時45分から午後５時15分まで

(2)　縦覧の期間

平成14年１月15日から２月15日まで（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律

（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3　意見書の提出

(1)　この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2)　意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。

(3)　意見書は、北海道知事（郵便番号 087－8588　根室市常盤町３丁目28番地　北海道根室支庁地域政策部環境生活課）に平成14年３月１日（金）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第42号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年１月15日

北海道知事　堀　　達　也

1　資格及び調達をする役務の種類

平成13年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1)　契　　約

平成14年１月15日に一般競争入札の公告を行う特定疾患臨床調査個人票のデータ入力業務委託契約

(2)　資　　格

特定疾患臨床調査個人票のデータ入力業務の資格（以下「資格」という。）

(3)　役務の種類

特定疾患臨床調査個人票のデータ入力業務委託

2　資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1)　政令167条の４第１項に規定する者でないこと。

(2)　政令167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4)　平成14年１月15日現在において引き続き２年以上データ入力業務を事業として営んでいること。

(5)　資本金は300万円以上であること。

(6)　営利団体であること。

(7)　ベリファイ機能を有するデータエントリー機器を４台以上有していること。

(8)　キーパンチャー要員数が６名以上であること。

(9)　データの漏えい、改ざん、滅失及び棄損を防止するための安全対策措置を講じていること。

(10)　道が指定する記録媒体、記録仕様で納品が可能であること。

(11)　道庁近接に事業所を有しており、その事業所に入力用プログラムを作成できるスーパーバイザーが常勤していること。

(12)　受注及び納品体制について

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）以外の日で、道の指定する日の午後１時に来庁し、受注又は納品ができる者であること。

なお、上記の日時以外でも道が業務執行上必要と判断する場合は、道の指示により、随時に来庁し、受注又は納品ができる者であること。

3　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、２の(4)に掲げる資格要件は適用しない。

(1)　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2)　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4　資格審査の申請の時期及び提出方法

(1)　申請の時期

資格審査の申請は、平成14年１月15日（月）から25日（金）までの間にしなければならない。

受付時間　午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2)　申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　北海道保健福祉部保健予防課

イ　提出先の所在地　北海道札幌市中央区北３条西６丁目

ウ　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5　資格審査の再申請
(1)　再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継したもの
イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有するものであるものに限る。）を変更したもの
ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
(2)　再申請の方法
再申請しようとする者は、４の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続
(1)　資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
(2)　有効期間の更新
資格は１の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
7　資格の喪失
資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第43号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年１月15日
北海道知事　堀　達也

1　入札に付する事項
(1)　調達をする役務の名称及び数量
ア　調達をする役務の名称
特定疾患臨床調査個人票のデータ入力業務のうち、疾患ごとの１枚当たりの入力単価
イ　数量
特定疾患臨床調査個人票　46疾患49種類　調達予定数量　28,100枚
(2)　調達をする役務の仕様等　入札説明書及び要求仕様書による。
(3)　契約期間　平成14年２月1日から３月31日まで
(4)　納入場所　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道保健福祉部保健予防課

2　入札に参加する者に必要な資格
平成14年北海道告示第42号に規定する特定疾患臨床調査個人票のデータ入力業務の資格を有すること。
3　契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北３条西６丁目　北海道保健福祉部保健予防課
4　入札執行の場所及び日時
(1)　入札場所　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道庁赤れんが庁舎１階　５号会議室
(2)　入札日時　平成14年１月30日　午前10時
(3)　開札場所　(1)に同じ。
(4)　開札日時　(2)に同じ。
5　入札保証金
入札保証金は、免除する。
6　入札説明書の交付に関する事項
(1)　交付場所　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道保健福祉部保健予防課
(2)　交付方法　(1)の場所で交付する。
7　郵便等による入札
郵便及び電報による入札は、認めない。
8　落札者の決定方法
すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの入力予定枚数を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。
9　契約書作成の要否
要
10　その他
(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2)　入札書の記載方法
入札は、特定疾患臨床調査個人票を疾患ごとに１枚当たりの単価で記載すること。
この場合において、単価は、小数点以下第１位まで記載すること。
(3)　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを

問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア　日　　時　　平成14年１月18日　午後２時

イ　場　　所　　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道庁４階　総合企画部会議室

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道保健福祉部保健予防課

イ　所　在　地　　郵便番号 060－8588　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
電話番号 011－231－4111　内線 25－423

(6) この公告の内容は予定であり、変更することも有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第44号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年１月15日

北海道知事　堀　　達　也

1　随意契約に係る物品等の名称及び数量

プラテリアＢＳＥ輸入代行一式　245セット

2　随意契約の相手方を決定した日

平成13年11月６日

3　随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏　名　　日本バイオ・ラッド・ラボラトリーズ株式会社

(2) 住　所　　東京都荒川区東日暮里５－７－18　コスモパークビル

4　随意契約に係る契約金額

60,968,250円

5　契約の相手方を決定した手続

随意契約

6　随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第３号地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第10条第１項の規定による。

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名　称　　北海道保健福祉部総務課

(2) 所在地　　札幌市中央区北３条西６丁目

北海道告示第45号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年５月15日までに北海道渡島支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年１月15日

北海道知事　堀　　達　也

1　届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

設置者名	代表者名	住所
株式会社　魚長食品	代表取締役　柳沢　勝	函館市大手町３番６号
協同組合　魚長	代表理事　柳沢　勝	函館市大手町３番６号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

函館ファクトリー

函館市豊川町11番17号ほか

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）3,853㎡　（変更後）3,811㎡

(4) 変更する年月日

平成14年１月10日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の法人名及び代表者名並びに住所

小売業者名	代表者名	住所
株式会社　魚長食品	代表取締役　柳沢　勝	函館市大手町３番６号
株式会社　マルカツ興産	代表取締役　柳沢　勝	函館市豊川町12番12号

イ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数　64台
(イ) 駐輪場の収容台数　なし
(ウ) 荷さばき施設の面積　102㎡
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量　60㎥

ウ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社　魚長食品	午前６時	午後９時
株式会社　マルカツ興産	午前６時	午後10時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前６時から午後10時まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
２か所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前６時から午後９時まで

2　届出年月日
平成13年12月25日

3　届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道渡島支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間
平成14年１月15日（火）から５月15日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間
午前９時から午後５時15分まで

北海道告示第46号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年５月15日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年１月15日

北海道知事　堀　　達　也

1　届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
安田信託銀行株式会社
東京都中央区八重洲一丁目２番１号
不動産企画部長　遠山　光良

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
帯広サティ
帯広市西４条南20丁目１番地ほか

(3) 変更しようとする事項

ア　大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（変更前）21,989㎡
（変更後）24,533㎡

イ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）
開店時刻　午前10時（ただし、年間60日午前９時）
閉店時刻　午後８時（ただし、年間60日午後９時）
（変更後）
開店時刻　午前10時（ただし、年間60日午前９時）
閉店時刻　午後９時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）
午前９時30分（午前９時開店の場合は午前８時30分）から午後８時30分（午後９時閉店の場合は午後９時30分）まで
（変更後）
午前９時30分（午前９時開店の場合は午前８時30分）から午後９時30分まで

(4) 変更する年月日
平成14年２月１日（ただし、大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更については平成14年８月26日）

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マイカル北海道	札幌市白石区本通21丁目南１番10号	代表取締役　大川　祐一
株式会社グリーンショップいのたに	帯広市西５条南30丁目７	代表取締役　猪谷　勝広
株式会社マツウラ	帯広市西３条南29丁目１番地12	代表取締役　松浦　巖
株式会社ロンド	帯広市西２条南10丁目３番地	代表取締役　高田　勝弘
株式会社赤松	旭川市３条通８丁目右１号	取締役社長　髙木　敏行
株式会社石岡時計店	帯広市西８条南18丁目３番地	代表取締役　石岡千鶴子
六花亭製菓株式会社	帯広市西24条北１丁目３番19号	代表取締役　小田　豊
株式会社柳月	帯広市大通南８丁目15番地	代表取締役　田村　昇
有限会社メジャー企画	帯広市東３条南22丁目14番地	代表取締役　小林　千修
株式会社河野産業	帯広市西３条南８丁目19番地	代表取締役　河野　良弘
株式会社コアラロック	帯広市西４条南14丁目20番地１	代表取締役　河野　文敏
有限会社前川クリーニング	帯広市緑ケ丘２条通３丁目６番地	代表取締役　前川　博秋
有限会社珈琲専科ヨシダ	帯広市西15条南１丁目２番地10	代表取締役　三野宮厚子
有限会社メガネの和光	帯広市西４条南19丁目12番地	代表取締役　渡辺　剛
株式会社ナサック	帯広市西17条南３丁目22番13号	代表取締役　高田　直喜
株式会社マノワールグレース	帯広市西５条南13丁目１番地	代表取締役　加納　由廣
株式会社ケティ	神戸市中央区港島中町６丁目８番２	代表取締役　庄村　信隆
株式会社マリエッタ	帯広市西１条南８丁目17番地	代表取締役　村林　秀雄
エステール株式会社	東京都新宿区西新宿３丁目20番２号	代表取締役　丸山　朝
有限会社ビーくらぶ	帯広市西21条南３丁目17番地	代表取締役　白鳥　寿一
東京ブックセンター開発株式会社	東京都八王子市千人町２丁目20番３号	代表取締役　熊沢　明
有限会社フローラ	帯広市西３条南10丁目２番地	代表取締役　河西雄二郎
有限会社コットンハウス・アイ	帯広市西17条南４丁目４番地	代表取締役　我妻　政子
株式会社河野	帯広市西16条南５丁目14番４号	代表取締役　河野　博司
有限会社カタヤマ	帯広市西19条南３丁目26番２号	代表取締役　片山　高志
有限会社衣料のマルワ	帯広市大通南18丁目６番地２	代表取締役　真野　一成
株式会社さが美	横浜市港南区下永谷６丁目２番11号	代表取締役社長　石田　敏彦
株式会社田中洋服店	帯広市大通南10丁目１番地	代表取締役　森山　純二
株式会社グレートイースタン	帯広市西１条南９丁目12番地	代表取締役　國枝　猛
株式会社別所	帯広市西13条南16丁目１番地	代表取締役　別所　誠
株式会社ダイドーリミテッド	東京都千代田区外神田３丁目１番16号	取締役社長　武井　勇
有限会社もりの	帯広市西２条北１丁目15番地	代表取締役　森野　久雄
株式会社シノカワ	帯広市西２条南９丁目12番地	代表取締役　中山　廣雄
有限会社ピン	帯広市西22条南４丁目16番地13号	代表取締役　若生　光吉
株式会社玉光堂	小樽市花園１丁目10番５号	代表取締役　八木　龍郎

イ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア)　駐車場の収容台数

1,729台

(イ) 駐輪場の収容台数
150台
(ウ) 荷さばき施設の面積
795.21㎡
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量
342㎥
ウ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(ア) 駐車場の自動車の出入口の数
８か所
(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前７時から午後８時まで
2　届出年月日
平成13年12月25日
3　届出書等の縦覧
(1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道十勝支庁商工労働観光課
(2) 縦覧期間
平成14年１月15日（火）から５月15日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
(3) 縦覧時間
午前９時から午後５時15分まで

北海道告示第47号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、旭川土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。
平成14年１月15日
北海道知事　堀　達也

理事・監事の別	氏名	住所 変更前	住所 変更後
監事	松永　光夫	上川郡東神楽町東１線12号74番地	上川郡東神楽町ひじり野南２条１丁目３番１号

北海道告示第48号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、大雪土地改良区連合から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。
平成14年１月15日
北海道知事　堀　達也

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成13.12.19	理事	安友　榮	上川郡当麻町中央２区
同	同	同	髙橋　俊一	同　中央１区
同	同	同	伊藤　久雄	同　北星２区
同	同	同	吉田　勲	旭川市永山町16丁目14番地の２
同	同	同	筒井　昭七	同　永山町６丁目109番地
同	同	監事	稲田　和夫	上川郡当麻町中央４区
同	同	同	熊林　清	旭川市永山町３丁目98番地の３
退任	同　13.12.18	理事	安友　榮	上川郡当麻町中央２区
同	同	同	冨田　一義	同　中央５区
同	同	同	伊藤　久雄	同　北星２区
同	同	同	吉田　勲	旭川市永山町16丁目14番地の２
同	同	同	筒井　昭七	同　永山町６丁目109番地
同	同	監事	稲田　和夫	上川郡当麻町中央４区
同	同	同	熊林　清	旭川市永山町３丁目98番地の３

北海道告示第49号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の３第５項において準用する同法第10条第１項の規定により、平成13年12月28日、豊富町の行う土地改良（西豊富北地区基盤整備促進［基盤整備］（農業用用排水、農道））事業の土地改良事業計画の変更に同意した。
平成14年１月15日
北海道知事　堀　達也

北海道告示第50号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する。
平成14年１月15日
北海道知事　堀　達也

1　保安林の所在場所　様似郡様似町字西様似561の１（次の図に示す部分に限る。）
2　指定の目的　水源のかん養
3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第51号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年１月15日

北海道知事　堀　　達　也

1	解除予定保安林の所在場所	標津郡標津町字古多糠16の７
2	保安林として指定された目的	霧害の防備
3	解除の理由	指定理由の消滅

北海道告示第52号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年１月15日

北海道知事　堀　　達　也

1	解除予定保安林の所在場所	目梨郡羅臼町峯浜町６の１・７の１（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
2	保安林として指定された目的	魚つき
3	解除の理由	道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第53号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年１月15日

北海道知事　堀　　達　也

1	解除に係る保安林の所在場所	河東郡士幌町字中士幌164の３（次の図に示す部分に限る。）
2	保安林として指定された目的	風害の防備
3	解除の理由	排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第54号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定による通知があった。

平成14年１月15日

北海道知事　堀　　達　也

1	作業種類	公共測量（３級基準点）
2	作業期間	平成13年12月27日から平成14年３月５日まで
3	作業地域	滝川市

北海道告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成14年１月15日

北海道知事　堀　　達　也

1　道路の種類　道道

2　路線名　大野上磯線

3　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
上磯郡上磯町久根別３丁目149番７地先から上磯郡上	前	7.20mから18.35mまで	42.60m	——

磯町久根別３丁目149番10地先まで	後	7.20ｍから18.35ｍまで	42.60ｍ	——

北海道告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成14年１月15日

北海道知事　堀　　達　也

1　道路の種類　　道道

2　路　線　名　　北見端野美幌線

3　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
網走郡美幌町字昭野227番５地先から網走郡美幌町字昭野225番１地先まで	前	10.86ｍから10.91ｍまで	192.06ｍ	——
	前	33.37ｍから59.41ｍまで	185.00ｍ	——
	後	43.42ｍから67.01ｍまで	185.00ｍ	——

北海道告示第57号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第２条第１項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して３週間、公衆の縦覧に供する。

平成14年１月15日

北海道知事　堀　　達　也

1　出願の年月日　　平成13年12月26日

2　出　願　者

(1)　名　　称　　北海道

(2)　住　　所　　札幌市中央区北３条西６丁目

(3)　代表者の氏名　　北海道知事　堀　　達也

3　埋　立　区　域

(1)　位　　置　　利尻郡利尻富士町鴛泊字大磯226番地先の公有水面

(2)　区　　域　　次の①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

①の地点　三等三角点　於頓泊（北緯45度14分24秒、東経141度11分01秒）から方向角271度59分59秒の方向487.06ｍの地点

②の地点　①の地点から方向角309度58分02秒の方向103.04ｍの地点

③の地点　②の地点から方向角26度57分46秒の方向8.50ｍの地点

④の地点　③の地点から方向角116度58分03秒の方向7.00ｍの地点

⑤の地点　④の地点から方向角129度59分43秒の方向40.00ｍの地点

⑥の地点　⑤の地点から方向角168度12分05秒の方向4.69ｍの地点

⑦の地点　⑥の地点から方向角219度58分01秒の方向0.50ｍの地点

⑧の地点　⑦の地点から方向角129度59分47秒の方向36.35ｍの地点

⑨の地点　⑧の地点から方向角219度54分37秒の方向0.98ｍの地点

⑩の地点　⑨の地点から方向角129度57分51秒の方向18.10ｍの地点

(3)　面　　積　　810.96㎡

4　埋立てに関する工事の施行区域

(1)　位　　置　　利尻郡利尻富士町鴛泊字大磯226番地先

(2)　区　　域　　次のＡの地点からＧの地点までを順次に結んだ線、Ｇの地点と④の地点とを結んだ線及びＡの地点と④の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

Ａの地点　三等三角点　於頓泊（北緯45度14分24秒、東経141度11分01秒）から方向角279度45分06秒の方向560.04ｍの地点

Ｂの地点　Ａの地点から方向角141度18分12秒の方向22.16ｍの地点

Ｃの地点　Ｂの地点から方向角129度59分50秒の方向20.10ｍの地点

Ｄの地点　Ｃの地点から方向角169度09分42秒の方向11.08ｍの地点

Ｅの地点　Ｄの地点から方向角219度59分39秒の方向4.23ｍの地点

Ｆの地点　Ｅの地点から方向角309度59分47秒の方向51.64ｍの地点

Ｇの地点　Ｆの地点から方向角26度58分57秒の方向6.75ｍの地点

④の地点　Ｇの地点から方向角116度57分50秒の方向4.69ｍの地点

(3)　面　　積　　590.05㎡

5　埋立地の用途　　漁港施設用地

北海道告示第58号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第２条第１項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成14年１月15日

北海道知事　堀　　達　也

1　免許の年月日　平成14年1月7日

2　免許を受けた者

(1)　名　　称　北海道

(2)　住　　所　札幌市中央区北3条西6丁目

(3)　代表者の氏名　北海道知事　堀　　達也

3　埋立区域

(1)　位　　置　小樽市祝津3丁目416番地先の公有水面

(2)　区　　域　次の1の地点から11の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と11の地点を結んだ線によって囲まれた区域。ただし、12の地点から28の地点までを順次に結んだ線及び12の地点と28の地点とを結んだ線によって囲まれた区域を除く。

1の地点　3級基準点H13－37の地点（北緯43度13分56秒9762、東経141度01分09秒2084　X＝－84,968.454、Y＝62,472.637）から方向角185度33分40秒の方向57.56ｍの地点

2の地点　1の地点から方向角112度06分58秒の方向9.84ｍの地点

3の地点　2の地点から方向角181度44分05秒の方向3.70ｍの地点

4の地点　3の地点から方向角91度43分06秒の方向1.00ｍの地点

5の地点　4の地点から方向角181度47分24秒の方向3.20ｍの地点

6の地点　5の地点から方向角92度56分23秒の方向3.70ｍの地点

7の地点　6の地点から方向角1度43分39秒の方向1.49ｍの地点

8の地点　7の地点から方向角163度03分03秒の方向100.83ｍの地点

9の地点　8の地点から方向角253度02分49秒の方向10.07ｍの地点

10の地点　9の地点から方向角269度11分11秒の方向7.39ｍの地点

11の地点　10の地点から方向角343度03分03秒の方向100.00ｍの地点

12の地点　3級基準点H13－37の地点（北緯43度13分56秒9762、東経141度01分09秒2084　X＝－84,968.454、Y＝62,472.637）から方向角178度12分44秒の方向61.22ｍの地点

13の地点　12の地点から方向角180度34分17秒の方向7.01ｍの地点

14の地点　13の地点から方向角163度07分54秒の方向18.50ｍの地点

15の地点　14の地点から方向角162度46分21秒の方向5.53ｍの地点

16の地点　15の地点から方向角162度58分02秒の方向5.42ｍの地点

17の地点　16の地点から方向角162度50分38秒の方向5.52ｍの地点

18の地点　17の地点から方向角162度55分11秒の方向5.61ｍの地点

19の地点　18の地点から方向角163度01分32秒の方向5.58ｍの地点

20の地点　19の地点から方向角162度43分27秒の方向5.45ｍの地点

21の地点　20の地点から方向角162度52分55秒の方向5.50ｍの地点

22の地点　21の地点から方向角163度01分57秒の方向6.54ｍの地点

23の地点　22の地点から方向角162度56分35秒の方向4.60ｍの地点

24の地点　23の地点から方向角163度01分38秒の方向5.47ｍの地点

25の地点　24の地点から方向角252度51分17秒の方向3.35ｍの地点

26の地点　25の地点から方向角350度24分29秒の方向10.98ｍの地点

27の地点　26の地点から方向角343度13分25秒の方向66.10ｍの地点

28の地点　27の地点から方向角3度13分28秒の方向5.68ｍの地点

(3)　面　　積　1,681.97㎡

4　埋立てに関する工事の施行区域

(1)　位　　置　小樽市祝津3丁目416番地先

(2)　区　　域　次のイの地点からヲの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とヲの地点とを結んだ線によって囲まれた区域

イの地点　3級基準点H13－37の地点（北緯43度13分56秒9762、東経141度01分09秒2084　X＝－84,968.454、Y＝62,472.637）から方向角191度31分04秒の方向26.11ｍの地点

ロの地点　イの地点から方向角113度13分39秒の方向12.52ｍの地点

ハの地点　ロの地点から方向角182度12分56秒の方向35.51ｍの地点

ニの地点　ハの地点から方向角163度07分58秒の方向2.05ｍの地点

ホの地点　ニの地点から方向角92度56分27秒の方向2.51ｍの地点

への地点　ホの地点から方向角1度43分39秒の方向1.49ｍの地点

トの地点　への地点から方向角163度03分03秒の方向58.44ｍの地点

チの地点　トの地点から方向角73度02分59秒の方向17.60ｍの地点

リの地点　チの地点から方向角163度03分03秒の方向52.83ｍの地点

ヌの地点　リの地点から方向角246度49分47秒の方向30.44ｍの地点

ルの地点　ヌの地点から方向角301度52分49秒の方向17.49ｍの地点

ヲの地点　ルの地点から方向角343度03分04秒の方向104.52ｍの地点

(3)　面　　積　4,332.64㎡

5　埋立地の用途　漁港施設用地

北海道告示第59号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年1月15日

北海道知事　堀　　達　也

1　しゅん功認可の年月日　平成13年12月28日
2　しゅん功認可を受けた者
(1)　氏名又は名称　北海道
(2)　住所　札幌市中央区北３条西６丁目
(3)　代表者の氏名　北海道知事　堀　　達也
3　埋立区域
(1)　位置　茅部郡鹿部町字本別217番及び218番地先の公有水面
(2)　区域　次の１の地点から５の地点までを順次に結んだ線及び１の地点と５の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
１の地点　本別漁港原点（北緯42度03分01秒5487、東経140度48分38秒6080、Ｘ＝－216,386.460、Ｙ＝46,409.592）から方向角89度03分47秒の方向97.29ｍの地点
２の地点　１の地点から方向角310度40分08秒の方向15.53ｍの地点
３の地点　２の地点から方向角40度04分09秒の方向111.66ｍの地点
４の地点　３の地点から方向角75度22分21秒の方向8.01ｍの地点
５の地点　４の地点から方向角165度22分21秒の方向13.12ｍの地点
(3)　面積　1,769.08㎡
4　免許年月日及び番号　平成12年４月３日　砂防第25－23号指令
5　公有水面埋立法第22条第３項の市町村名　鹿部町

公　　表

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第４条第１項第２号に規定する地方臨時種畜検査を次のとおり行う。

平成14年１月15日

北海道知事　堀　　達　也

支庁名	検査の期日	検査の場所 市町村名	検査の場所 位置	家畜の種類
石狩	3月5日	千歳市	大西一成	馬
同	同	江別市	小林惟彦	乳用牛
同	同	同	川崎光生	肉用牛
同	同	石狩市	白瀬　学	馬
同	3月6日	札幌市	下川末揮	同
同	同	同	石橋則夫	同
同	同	同	井上　勉	同
渡島	3月13日	砂原町	水木敬二郎牛舎	肉用牛
同	同	森町	ＪＢ's ＲＡＮＣＨ	馬
同	同	大野町	高田畜産	同
同	同	同	竹部畜産	同
同	同	同	長内畜産	同
同	3月14日	恵山町	山本牧場	同
同	同	函館市	大国牧場	同
同	同	同	土谷牧場	同
同	同	同	佐藤牧場	同
同	同	同	木村牧場	同
檜山	2月20日	上ノ国町	上ノ国町畜産振興会	肉用牛
後志	2月12日	真狩村	村中増太郎	馬
空知	2月25日	由仁町	渡部正美	同
上川	2月15日	中川町	遠藤牧場	乳用牛
同	同	名寄市	木之内牧場	肉用牛
同	同	同	富岡畜産	同
同	3月5日	旭川市	旭川競馬場	馬
宗谷	2月5日	枝幸町	戸坂政良	乳用牛
網走	2月4日	置戸町	溝井牧場	同
同	同	美幌町	佐藤農場	馬
胆振	同	早来町	社台スタリオンステーション	同
同	2月25日	同	ノーザンファーム	同
同	3月1日	鵡川町	ロイヤルファーム	同
同	同	同	雨堤牧場	同
日高	2月4日	静内町	独立行政法人家畜改良センター新冠牧場	乳用牛
同	同	同	レックススタッド	馬
同	同	同	武牧場	同
同	同	同	アロースタッド	同
同	同	同	日本軽種馬協会静内種馬場	同
同	同	同	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター静内研究牧場	同
同	2月5日	三石町	吉田　昶	同

日　高	2月5日	浦河町	向別牧場	馬
同	同	同	イーストスタッド	同
同	2月6日	新冠町	白馬スタリオン	同
同	同	同	勝川牧場有限会社	同
同	同	同	五嶋牧場	同
同	同	同	杉山義行	同
同	同	同	太平洋ナショナルスタッド	同
同	2月7日	門別町	有限会社新生ファーム	同
同	同	同	株式会社ブリーダーズスタリオンステーション	同
同	同	同	コスモファーム	同
同	同	同	サンシャイン牧場有限会社	同
同	2月8日	静内町	日高家畜保健衛生所前	同
同	2月22日	同	同	同
同	3月4日	同	静内スタリオンステーション	同
同	同	同	荒木克己	同
同	3月5日	浦河町	日高スタリオンステーション	同
同	同	えりも町	宮本牧場	同
同	3月8日	平取町	原田正雄	肉用牛
同	同	同	佐々木幸徳	馬
同	同	同	有限会社新興牧場	肉用牛
同	同	門別町	日高軽種馬農業協同組合門別種馬場	馬
同	同	同	シンボリ牧場	同
同	3月11日	静内町	日高家畜保健衛生所前	同
同	3月15日	同	同	同
同	3月22日	同	同	同
同	3月29日	同	同	同
十　勝	2月20日	帯広市	帯広競馬場	同
同	同	芽室町	芽室町役場	乳用牛、馬
同	3月4日	清水町	社団法人ジェネティクス北海道十勝事業所	肉用牛
同	3月5日	本別町	本別町役場	乳用牛、馬
同	同	上士幌町	上士幌町役場	馬
同	同	士幌町	士幌町役場	同
同	3月6日	大樹町	大樹町役場	同
釧　路	2月12日	弟子屈町	摩周湖農業協同組合前	同
同	同	阿寒町	阿寒農業協同組合前	同
同	2月13日	白糠町	白糠町農業協同組合前	同
同	同	釧路市	釧路集散地家畜市場	同
根　室	2月21日	根室市	根室市役所歯舞支所前	肉用牛
同	同	別海町	中春別福祉館前	同
同	2月22日	同	根室集散地家畜市場	馬

公　　告

駐車場管理業者の事業概要調査を次のとおり実施する。

平成14年１月15日

北海道知事　堀　　達　也

1　調査の目的

平成14年度及び平成15年度において北海道が発注する北海道庁本庁舎（以下「本庁舎」という。）に係る駐車場管理業務委託契約の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎資料とする。

2　調査の対象

本庁舎の駐車場管理業務委託契約の指名競争入札に参加を希望する業者（以下「指名競争入札参加希望業者」という。）であって、次の要件を満たしているものとする。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第１項において準用する同施行令第167条の４の規定に該当しないこと。

⑵　平成14年１月１日現在において引き続き２年以上その営業を行っていること。

⑶　札幌市内に本店又は支店、営業所があること。

⑷　道税を滞納していないこと。

⑸　警備業法（昭和47年法律第117号）第４条の規定による警備業の認定を受けていること。

⑹　警備業法第５条の規定による届出書の提出を必要とするものにあっては、当該届出書を提出していること。

3　調査の方法

指名競争入札参加希望業者は、第４に定める書類を知事に提出するものとする。

なお、４の⑴及び⑵の用紙は、北海道総務部総務課庁中管理係で配布する。

4　提出書類

⑴　駐車場管理業者事業概要調査書（別記第１号様式）

⑵　事業実績書（別記第２号様式）

(3) 商業登記簿謄本
(4) 定　款
(5) 損益計算書
(6) 警備業法第４条の２第２項の規定による警備業の認定書の写し
(7) 警備業法第５条の規定による届出書の写し（届け出を必要とする場合に限る。）

5　提出書類の提出期限
平成14年１月31日（木）
（郵送の場合は、平成14年１月31日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

6　提出書類の提出先
北海道総務部総務課庁中管理係（郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目　電話 011－231－4111　内線 22－124）あてに提出すること。

7　そ　の　他
この調査は、入札指名業者の選考を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。

支　庁　告　示

北海道網走支庁告示第１号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年１月15日

北海道網走支庁長　太　田　敏　夫

1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	紋別市渚滑町２丁目２番１、２番２、４番34
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	紋別市真砂町３丁目２番23号 株式会社　アライ　代表取締役　新井　南七
3	開発許可年月日及び番号	平成13年12月14日　網建指第13－９号

北海道根室支庁告示第１号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年１月15日

北海道根室支庁長　能　田　文　男

1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	中標津町東33条南１丁目１番地
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	札幌市中央区北２条西３丁目１番地 株式会社　太陽流通　代表取締役　東原　俊郎
3	開発許可年月日及び番号	平成13年10月23日　根建指第13－２号

道教育委員会教育長公告

会計法（昭和22年法律第35号）第48条の規定に基づき、文部科学大臣から委任を受けた学校図書館資源共有型モデル地域事業（札幌地域）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

平成14年１月15日

支出負担行為担当官
北海道教育委員会教育長　鎌　田　昌　市

1　入札に付する事項
(1) 調達をする開発委託品等の名称及び数量
学校図書館における蔵書のデータベース化、貸出業務のオンライン化等に必要なソフトウェアの開発とシステム構築　37式
(2) 調達をする開発委託品等の仕様等　入札説明書及び業務処理要領による。
(3) 納　入　期　日　平成14年３月29日（金）
(4) 契　約　期　間　契約の日から平成14年３月29日まで
(5) 納　入　場　所　札幌市立山鼻小学校、札幌市立桑園小学校、札幌市立北九条小学校、札幌市立新陽小学校、札幌市立太平小学校、札幌市立屯田小学校、札幌市立明園小学校、札幌市立本町小学校、札幌市立栄西小学校、札幌市立白石小学校、札幌市立東白石小学校、札幌市立北白石小学校、札幌市立川北小学校、札幌市立青葉小学校、札幌市立平岸小学校、札幌市立羊丘小学校、札幌市立北野小学校、札幌市立真駒内南小学校、札幌市立藻岩北小学校、札幌市立石山東小学校、札幌市立藤野南小学校、札幌市立琴似小学校、札幌市立山の手小学校、札幌市立八軒小学校、札幌市立発寒南小学校、札幌市立前田小学校、札幌市立向陵中学校、札幌市立篠路中学校、札幌市立明園中学校、札幌市立北白石中学校、札幌市立青葉中学校、札幌市立中の島中学校、札幌市立北野台中学校、札幌市立真駒内中学校、札幌市立八軒中学校、札幌市立西陵中学校、札幌市立前田北中学校の37校

2　入札に参加する者に必要な資格
予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令165号。以下「政令」という。）第72条第

１項及び第73条の規定により、１に掲げる契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり定める。

⑴　政令第72条第１項に基づく資格要件

次のいずれにも該当すること。

ア　政令第70条に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

イ　政令第71条第１項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ　平成14年１月１日現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

エ　２年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

⑵　政令第73条に基づく資格要件

次のいずれにも該当すること。

ア　北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

イ　当該委託により開発されたものに関し、迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

ウ　過去２か年において、国又は地方公共団体からのシステム開発の受注実績があることを証明した者であること。

エ　当該委託に関し、業務処理要領等に記載の要件等をみたしていることを証明した者であること。

⑶　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、⑴のウに規定する営業年数に係る資格要件は適用しない。

ア　北海道経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ　中小企業等協同組合法第３条第４項に掲げる企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

⑷　資格審査の申請の時期

資格審査の申請は、平成14年１月15日から24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時までの間にしなければならない。

⑸　申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　　北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課

イ　提出先の所在地　　郵便番号 060－8544　北海道札幌市中央区北３条西７丁目

電話番号 011－231－4111　内線 35－763

⑹　資格審査の再申請

ア　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

㈠　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者

㈡　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

㈢　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

イ　再申請の方法

再申請をしようとする者は、２の⑸の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

⑺　資格の有効期間及び当該期間の更新

ア　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１に掲げる契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

イ　有効期間の更新

資格は１に掲げる契約に係るものであるため、有効期間の更新は、これを行わない。

⑻　資格の喪失

資格を有する者が２の⑴及び⑵に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

３　契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北３条西７丁目

北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課

４　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
北海道庁別館８階１号会議室

⑵　入札日時　　平成14年２月７日（木）　午前11時

⑶　開札場所　　⑴に同じ。

⑷　開札日時　　⑵に同じ。

５　入札保証金

入札保証金は、免除する。

６　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交付場所　　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課

(2) 交付方法　(1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

会計法第29条の６本文に基づき政令第79条及び第80条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 政令第76条に基づき、開札の時において、次に掲げた者のした入札は、無効とする。

ア 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
イ 入札書の記載金額を加除訂正した入札
ウ 入札書に記名押印がない入札
エ 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
オ 代理人が二人以上の者の代理をしてした入札
カ 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
キ 無権代理人がした入札
ク この公告に定める入札に関する資格、条件に違反した入札
ケ その他入札に関し不正の行為があった者のした入札

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 消費税等課税事業者の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称　北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課
イ 所在地　郵便番号 060－8544　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
電話番号 011－231－4111　内線 35－763

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

会計法（昭和22年法律第35号）第48条の規定に基づき、文部科学大臣から委任を受けた学校図書館資源共有型モデル地域事業（室蘭・壮瞥地域その１）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

平成14年１月15日

支出負担行為担当官
北海道教育委員会教育長　鎌　田　昌　市

1 入札に付する事項

(1) 調達をする開発委託品等の名称及び数量

学校図書館における蔵書のデータベース化、貸出業務の広域オンライン化（学校図書室受付管理）等に必要なシステム構築

ア 図書データベース管理システム　一式
イ 学校図書室受付管理システム　二式

(2) 調達をする開発委託品等の仕様等　入札説明書及び業務処理要領による。

(3) 納入期日　平成14年２月28日（木）

(4) 契約期間　契約の日から平成14年２月28日まで

(5) 納入場所

ア 図書データベース管理システム　室蘭市情報教育センター
イ 学校図書室受付管理システム　室蘭市立常磐小学校、室蘭市立東中学校

2 入札に参加する者に必要な資格

予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号。以下「政令」という。）第72条第１項及び第73条の規定により、１に掲げる契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり定める。

(1) 政令第72条第１項に基づく資格要件

次のいずれにも該当すること。

ア 政令第70条に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
イ 政令第71条第１項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
ウ 平成14年１月１日現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。
エ ２年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(2) 政令第73条に基づく資格要件

次のいずれにも該当すること。

ア 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
イ 当該委託により開発されたものに関し、迅速なアフターサービス、メンテナンスの

体制が整備されていることを証明した者であること。

ウ　過去２か年において、国又は地方公共団体からのシステム開発の受注実績があることを証明した者であること。

エ　当該委託に関し、業務処理要領等に記載の要件等をみたしていることを証明した者であること。

(3)　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、(1)のウに規定する営業年数に係る資格要件は適用しない。

ア　北海道経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ　中小企業等協同組合法第３条第４項に掲げる企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

(4)　資格審査の申請の時期

資格審査の申請は、平成14年１月15日から24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時までの間にしなければならない。

(5)　申　請　の　方　法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　　北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課

イ　提出先の所在地　　郵便番号 060－8544　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
電話番号 011－231－4111　内線 35－763

(6)　資格審査の再申請

ア　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(ア)　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者

(イ)　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

(ウ)　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

イ　再申請の方法

再申請をしようとする者は、２の(5)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(7)　資格の有効期間及び当該期間の更新

ア　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１に掲げる契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

イ　有効期間の更新

資格は１に掲げる契約に係るものであるため、有効期間の更新は、これを行わない。

(8)　資　格　の　喪　失

資格を有する者が２の(1)及び(2)に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

3　契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課

4　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
北海道庁別館８階１号会議室

(2)　入　札　日　時　　平成14年２月７日（木）　午後１時

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

5　入　札　保　証　金

入札保証金は、免除する。

6　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

7　郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8　落札者の決定方法

会計法第29条の６本文に基づき政令第79条及び第80条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　そ　の　他

(1)　政令第76条に基づき、開札の時において、次に掲げた者のした入札は、無効とする。

ア　入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

イ　入札書の記載金額を加除訂正した入札

ウ　入札書に記名押印がない入札
エ　一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
オ　代理人が二人以上の者の代理をしてした入札
カ　入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
キ　無権代理人がした入札
ク　この公告に定める入札に関する資格、条件に違反した入札
ケ　その他入札に関し不正の行為があった者のした入札

(2)　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　消費税等課税事業者の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア　名　　称　　北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課
イ　所　在　地　　郵便番号 060－8544　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
電話番号 011－231－4111　内線 35－763

(5)　この入札の執行は、公開する。

(6)　詳細は、入札説明書による。

会計法（昭和22年法律第35号）第48条の規定に基づき、文部科学大臣から委任を受けた学校図書館資源共有型モデル地域事業（室蘭・壮瞥地域その２）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

平成14年１月15日

支出負担行為担当官
北海道教育委員会教育長　鎌　田　昌　市

1　入札に付する事項

(1)　調達をする開発委託品等の名称及び数量
図書データベース管理システム入力用データベースソフト　三十六式

(2)　調達をする開発委託品等の仕様等　　入札説明書及び業務処理要領による。

(3)　納　入　期　日　　平成14年３月11日（月）

(4)　契　約　期　間　　契約の日から平成14年３月11日まで

(5)　納　入　場　所　　室蘭市立絵鞆小学校、室蘭市立桜が丘小学校、室蘭市立常磐小学校、室蘭市立武揚小学校、室蘭市立母恋小学校、室蘭市立朝陽小学校、室蘭市立天沢小学校、室蘭市立大沢小学校、室蘭市立大和小学校、室蘭市立東園小学校、室蘭市立高砂小学校、室蘭市立水元小学校、室蘭市立知利別小学校、室蘭市立中島小学校、室蘭市立日新小学校、室蘭市立八丁平小学校、室蘭市立高平小学校、室蘭市立本輪西小学校、室蘭市立陣屋小学校、室蘭市立本室蘭小学校、室蘭市立白鳥台小学校、室蘭市立喜門岱小学校、室蘭市立港南中学校、室蘭市立北辰中学校、室蘭市立成徳中学校、室蘭市立御前水中学校、室蘭市立鶴ヶ崎中学校、室蘭市立東中学校、室蘭市立東明中学校、室蘭市立蘭東中学校、室蘭市立向陽中学校、室蘭市立港北中学校、室蘭市立本室蘭中学校、室蘭大谷高等学校、壮瞥町立壮瞥小学校、壮瞥町立壮瞥中学校の36校

2　入札に参加する者に必要な資格
予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号。以下「政令」という。）第72条第１項及び第73条の規定により、１に掲げる契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり定める。

(1)　政令第72条第１項に基づく資格要件
次のいずれにも該当すること。
ア　政令第70条に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
イ　政令第71条第１項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
ウ　平成14年１月１日現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。
エ　２年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(2)　政令第73条に基づく資格要件
次のいずれにも該当すること。
ア　北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
イ　当該委託により開発されたものに関し、迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
ウ　過去２か年において、国又は地方公共団体からのシステム開発の受注実績があることを証明した者であること。
エ　当該委託に関し、業務処理要領等に記載の要件等をみたしていることを証明した者であること。

(3) 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、(1)のウに規定する営業年数に係る資格要件は適用しない。

ア　北海道経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ　中小企業等協同組合法第３条第４項に掲げる企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

(4) 資格審査の申請の時期

資格審査の申請は、平成14年１月15日から24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時までの間にしなければならない。

(5) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　　北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課

イ　提出先の所在地　　郵便番号 060－8544　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
電話番号 011－231－4111　内線 35－763

(6) 資格審査の再申請

ア　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(ア) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者

(イ) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

(ウ) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

イ　再申請の方法

再申請をしようとする者は、２の(5)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(7) 資格の有効期間及び当該期間の更新

ア　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１に掲げる契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

イ　有効期間の更新

資格は１に掲げる契約に係るものであるため、有効期間の更新は、これを行わない。

(8) 資格の喪失

資格を有する者が２の(1)及び(2)に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

3　契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課

4　入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所　　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
北海道庁別館８階１号会議室

(2) 入札日時　　平成14年２月７日（木）　午後２時

(3) 開札場所　　(1)に同じ。

(4) 開札日時　　(2)に同じ。

5　入札保証金

入札保証金は、免除する。

6　入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所　　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課

(2) 交付方法　　(1)の場所で交付する。

7　郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8　落札者の決定方法

会計法第29条の６本文に基づき政令第79条及び第80条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　その他

(1) 政令第76条に基づき、開札の時において、次に掲げた者のした入札は、無効とする。

ア　入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

イ　入札書の記載金額を加除訂正した入札

ウ　入札書に記名押印がない入札

エ　一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

オ　代理人が二人以上の者の代理をしてした入札

カ　入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

キ　無権代理人がした入札

ク　この公告に定める入札に関する資格、条件に違反した入札

ケ　その他入札に関し不正の行為があった者のした入札

(2)　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　消費税等課税事業者の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課

イ　所　在　地　　郵便番号 060－8544　北海道札幌市中央区北３条西７丁目

電話番号 011－231－4111　内線 35－763

(5)　この入札の執行は、公開する。

(6)　詳細は、入札説明書による。

会計法（昭和22年法律第35号）第48条の規定に基づき、文部科学大臣から委任を受けた学校図書館資源共有型モデル地域事業（室蘭・壮瞥地域その３）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

平成14年１月15日

支出負担行為担当官

北海道教育委員会教育長　鎌　田　昌　市

1　入札に付する事項

(1)　調達をする委託業務等の名称及び数量

小中学校図書室用のデータベース構築に係る図書装備及び蔵書・書誌データの入力業務　16,000冊分

(2)　調達をする委託業務等の仕様等　入札説明書及び業務処理要領による。

(3)　業務実施（納入）期日　平成14年３月29日（金）

(4)　契　約　期　間　契約の日から平成14年３月29日まで

(5)　業務実施（納入）場所　室蘭市立常磐小学校、室蘭市立東中学校

2　入札に参加する者に必要な資格

予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号。以下「政令」という。）第72条第１項及び第73条の規定により、１に掲げる契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり定める。

(1)　政令第72条第１項に基づく資格要件

次のいずれにも該当すること。

ア　政令第70条に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

イ　政令第71条第１項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ　平成14年１月１日現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

エ　２年以上の経験を有するプログラマーを有していること。

オ　図書館司書資格を有する正職員を２名以上有しており、当該委託に関し、そのうちの２名以上を従事させることが可能であること。

(2)　政令第73条に基づく資格要件

次のいずれにも該当すること。

ア　北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

イ　当該委託により実施されたものに関し、迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

ウ　過去２か年において、国又は地方公共団体からの当該委託と同様の業務の受注実績があることを証明した者であること。

エ　当該委託に関し、業務処理要領等に記載の要件等をみたしていることを証明した者であること。

(3)　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、(1)のウに規定する営業年数に係る資格要件は適用しない。

ア　北海道経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ　中小企業等協同組合法第３条第４項に掲げる企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

(4)　資格審査の申請の時期

資格審査の申請は、平成14年１月15日から24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時までの間にしなければならない。

(5)　申　請　の　方　法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　　北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課
イ　提出先の所在地　　郵便番号 060－8544　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
電話番号 011－231－4111　内線 35－763

(6)　資格審査の再申請

ア　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(ｱ)　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者

(ｲ)　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

(ｳ)　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

イ　再申請の方法

再申請をしようとする者は、２の(5)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(7)　資格の有効期間及び当該期間の更新

ア　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１に掲げる契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

イ　有効期間の更新

資格は１に掲げる契約に係るものであるため、有効期間の更新は、これを行わない。

(8)　資格の喪失

資格を有する者が２の(1)及び(2)に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

3　契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課

4　入札執行の場所及び日時

(1)　入札場所　　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
北海道庁別館８階１号会議室

(2)　入札日時　　平成14年２月７日（木）　午後３時

(3)　開札場所　　(1)に同じ。

(4)　開札日時　　(2)に同じ。

5　入札保証金

入札保証金は、免除する。

6　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交付場所　　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課

(2)　交付方法　　(1)の場所で交付する。

7　郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8　落札者の決定方法

会計法第29条の６本文に基づき政令第79条及び第80条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　その他

(1)　政令第76条に基づき、開札の時において、次に掲げた者のした入札は、無効とする。

ア　入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
イ　入札書の記載金額を加除訂正した入札
ウ　入札書に記名押印がない入札
エ　一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
オ　代理人が二人以上の者の代理をしてした入札
カ　入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
キ　無権代理人がした入札
ク　この公告に定める入札に関する資格、条件に違反した入札
ケ　その他入札に関し不正の行為があった者のした入札

(2)　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　消費税等課税事業者の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　　北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課
イ　所在地　　郵便番号 060－8544　北海道札幌市中央区北３条西７丁目

電話番号 011－231－4111　内線 35－763

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

毎週火・金曜日発行

（購読料金（送料とも）は月額三千四百四十円）

発行　北海道

編集　北海道総務部法制文書課

印刷　富士プリント株式会社